



国民年金保険料を納めましょう!!

**国民年金の
保険料の未納は…
ダメ。ゼッタイ。**

国民年金の保険料の支払いが経済的に大変です。
免除申請以外に、なにか方法はないでしょうか…。



納めた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の
対象になるんですよ!!

国民年金の平成 29 年度の保険料は月額 16,490 円です。

国民年金保険料は社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

対象となるのは、1月から12月までに納められた保険料です。その年に支払っていれば、過年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成 28 年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られていますので、申告書を提出する際には必ずこの証明書と領収証書を添付してください。

また、紛失等により再発行が必要な場合には、

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

にご連絡をお願いします。(1週間程度で送付されます)

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

※社会保険料控除とは、自分の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間の社会保険料の金額(給与天引きの金額も該当)です。

なお、年末調整の申告においては、給与天引きの社会保険料は、事業所で一括して計算しますので、自分で申告する必要はありません。事業所が把握できない、ご自身が納めた社会保険料を申告書に記載してください。

**年末年始の交通事故防止
県民総ぐるみ運動を
実施します**

毎年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、特に高齢歩行者が被害者となる重大事故の増加が懸念されます。

また、高齢運転者による重大事故も発生していることから、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的としています。

期 間

平成29年12月10日(日)から

平成30年1月7日(日)まで

運動のスローガン

ありがとう 早め点灯

思いやり

年間スローガン

みんながね ルール守れば
ほら笑顔

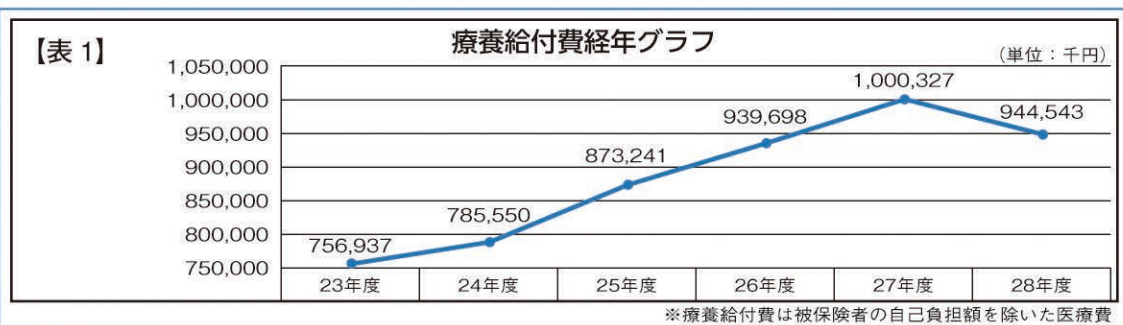
県内で2番目に高い医療費 (後期高齢者)

村の後期高齢者 (75 歳以上の方及び 65 歳以上 74 歳以下で一定の障害のある方で申請により認められた方) にかかる平成 28 年度年間の医療費 (療養給付費) は、表 1 のとおり、9 億 4,454 万 3 千円となっていて、前年度と比較すると 5,578 万 4 千円減少しましたが、年間の 1 人当たり医療費は、表 2 のとおり 103 万 4,471 円で県内 59 市町村の中で 2 番目に高い金額となっています。(平成 26、27 年度も県内 2 番目)

また、石川郡の市町村と比較すると、表 3 のとおり、1 番高い金額となり、石川郡内で一番低い浅川町との金額の差は、1 人当たり 36 万 7,202 円となっています。

医療費の増加の要因は、高血圧症などの生活習慣病に起因する疾病の増加や医療技術の高度化が挙げられますが、定期的な健康診査やジェネリック医薬品の使用などにより抑えることができます。

医療費の増加を抑えるため、日頃から健康維持に努め、医療費を大切に使いましょう。



【表 2】 1 人当たり医療費①

平成28年度 県内順位		
1 位	広野町	111 万 6,282 円
2 位	平田村	103 万 4,471 円
3 位	葛尾村	101 万 2,382 円
4 位	檜葉町	95 万 7,215 円
5 位	富岡町	92 万 9,401 円

【表 3】 1 人当たり医療費②

平成28年度 石川郡内順位		
2 位	平田村	103 万 4,471 円
15 位	玉川村	84 万 1,527 円
20 位	古殿町	83 万 1,652 円
39 位	石川町	75 万 8,474 円
55 位	浅川町	66 万 7,269 円

フィットネスクラブで気軽に体力づくりを!

ひらたフィットネスクラブのトレーニングルームには、ランニングマシンや高齢者用バイクなど、最新のトレーニング機器を備えています。

利用者の方の目的・レベルにあわせ、専門のインストラクターがトレーニングメニューの作成をお手伝いしています。

《開館日及び時間》

曜 日	開 館 時 間
月曜日	午後 5 : 00 ~ 午後 9 : 00
火曜日	午後 1 : 00 ~ 午後 9 : 00
水曜日	午後 5 : 00 ~ 午後 9 : 00
木曜日	午後 5 : 00 ~ 午後 9 : 00
金曜日	午後 1 : 00 ~ 午後 9 : 00
土曜日	午後 5 : 00 ~ 午後 9 : 00
日曜日	定休日

※初めて利用される方は簡単な初回説明がありますので、午後 5 時以降にお越しください。

年末年始12月29日(金)~1月7日(日)までは休館日となります。

ダイエット・体力向上・運動不足解消・メタボリック解消・転倒や寝たきり防止・体力年齢若返り・競技力向上 etc...健康づくりを始めましょう!

外での運動が難しい冬こそ、快適に運動できるフィットネスクラブをご利用ください。

《使用料金》

区 分	料 金
一般 (村民・石川郡内)	320 円
一般 (村外)	530 円
高校生	210 円
中学生	110 円

※高校生以上はお得な回数券もございます。

公民館だより